

## 【1】2007 青山学院大学 2/17 法

A .

1874(明治7)年、板垣退助や副島種臣らは、建白書を「左院(さいん)」という当時の政府(太政官)の一機関に提出し、運動に弾みをつけた。政府もそうした議会開設要求を無視できなくなり、紆余曲折はあったものの、1889(明治22)年、「明治憲法」と通称される「憲法」を発布(公布)して、要求に応えた。つまり、同憲法は、「議会」の設置を前提に、その組織や権限などを規定し、「上諭(じょうゆ)」と呼ばれる付属文書で、議会開会時に憲法を有効にする(施行する)と謳い、翌年11月29日に、議会が活動を開始したのである。

B .

明治憲法に、「内閣」と題した章はない。権の担い手としての内閣を憲法に明文規定化すると、議会による責任追及を免れにくい、というのが、その理由であつたらしく、同憲法第4章は「及枢密顧問」と題し、ただその構成員に関する条文を置くにすぎない。

C .

日本国憲法(第69条)では、「内閣は、衆議院でを可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、をしなければならない。」と規定し、内閣の、国会に対する責任を明文規定化した。

D .

国会は、衆議院と参議院とから成り、両議院の一致した議決によって運営するのが原則である。しかし、憲法は、一致した議決を得られないときのために、の議決に優越権を与えている。それは、の議決、の議決、の承認、の指名の議決という4つの場合についてである。なお、両議院の妥協案を得るためにという制度も用意されている。( とについては、解答の順番は問わない。 )

## 【1】2007 青山学院大学 2/17 法

A . (1) 民撰議院設立 (2) 自由民権 (3) 大日本帝国 (4) 帝国 B . (5) 行政  
(6) 国务大臣 C . (7) 不信任の決議案 (8) 総辞職 (9) 連帯 D . (10) 衆議院  
(11)・(12) 法律、予算 (順不同) (13) 条約 (14) 内閣総理大臣 (15) 両院協議会

## 【2】2006 青山学院大学 2/19, A・B方式, 本学 経済学部

大日本帝国憲法は、「天皇八国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬」(第4条)すると定め、天皇に主権があることを前面に打ち出していた。すなわち、天皇は、帝国議会の協賛をもって立法権を行い、国务大臣の輔弼を受けて行政権を行使するものとされ、司法権も天皇の名において裁判所が行うとされていた。軍の統帥や宣戦・講和等外交に関する事項等のように、天皇が、議会の関与を受けずに、単独で行うことができるとされていた事項も広範囲に規定されていた。

これに対応して、帝国議会の権限は著しく制限されていた。すなわち、事項については、帝国議会は立法をすることがそもそもできなかった。さらに、法律案は帝国議会が可決しただけでは、法律とならず、可決後に天皇の裁可がなければ法律にはならなかった。しかも、天皇は、帝国議会の協賛を受けずに、緊急勅令・独立命令の形式で立法を行うことができた。

さらに、天皇との関係だけでなく、政府との関係においても、帝国議会の権能は限定されていた。新年度の予算を帝国議会が議決しない場合には、政府は前年度の予算を執行すべきものとされており、こ

の点で帝国議会が政府を統制するのに大きな制約を受けることになった。また、そもそも、内閣の成立・存続は、議会の信任に基づくのではなく、各国务大臣は天皇の信任に基づいて在職するものであり、議会に対して責任を負うものではなかった。もっとも、大正時代になると、立憲主義の下での政府は議会に基礎を持たなければならないとの(2)運動の成果として、原敬が本格的な(3)を組織し、さらには、1925年には成年男子による(4)選挙も実現し、大日本帝国憲法の下でも、議会政治への途が開かれていった。しかし、昭和時代になると、世界恐慌後、軍部による攻撃が強まり、議会政治は挫折する運命をたどった。

これに対して、第2次世界大戦後に制定された日本国憲法においては、前文において主権が国民に存するとの国民主権を宣言した上で、天皇は、主権者である国民の総意に基づき、日本国と日本国民統合の(5)としての地位のみを有するとされた。そして、天皇は、国政に関する権能を有せずに、内閣の助言と承認の下に所定の(6)行為のみを行うとされ、天皇の役割は限定されている。

国会については、日本国憲法は、「国権の(7)であつて、国の唯一の(8)である」(第41条)と定め、議院規則や最高裁判所規則のように憲法の認める例外を除き、国の行う立法が常に国会を通してなされなければならないこと、及び、国による立法(法律)が、国会以外の機関の関与がなくても、国会の議決のみにより成立すること、を明らかにしている。

そして、(9)が憲法の明文で採用された。すなわち、内閣は行政権の行使につき国会に対して連帯して責任を負い、内閣は国会の信任に基づいて組織される。内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の指名に基づき、天皇により任命される。(10)は、不信任決議案の可決または信任決議案の否決により、内閣に対し不信任の意思を表示でき、この不信任の意思が表示された場合には、10日以内に、内閣は(10)を解散するか、総辞職をするかの選択をしなければならない。この期間内に(10)を解散しない場合には、内閣は当然に総辞職することになる。

人権として保障される権利は、当初は、(11)のみであった。(11)は、「国家からの自由」といわれるように、公権力の不当な介入・干渉を排除できる権利である。その後、(11)を確保するために、「国家への自由」といわれる、国家権力の作用に参画する(12)が、諸国の憲法で次第に認められるようになった。第2次世界大戦の前には欧米においても一般に、(12)の中心である選挙権は、公の義務ないし職務であると考えられていたけれども、第二次世界大戦後には、諸国の憲法で広く(12)も人権であると認められるようになったのである。さらに、注目すべきなのは、20世紀になると(13)が保障されるようになったことである。この(13)は(11)とは異なり、「国家による自由」といわれるように、国家により国家を通じて保障される権利である。

日本においては、大日本帝国憲法は、「自由は秩序ある社会の下に棲息する者なり。法律は各個人の自由を保護し、又国権の必要より生ずる制限に対して其の範囲を分割し、以て両者の間に適當の調和を為す者なり。而して各個臣民は法律の許す所の区域の中に於て其の自由を享受し綽然として余裕あることを得べし」との理由に基づいて、臣民の権利を規定した。すなわち、すべての人が生まれながらにして人権を享受するとの(14)思想を否定して、この臣民の権利は天皇から与えられた恩恵にすぎず、臣民は法律の範囲内において自由を享受できる、との法律の(15)の下に臣民の権利が認められていたにすぎなかった。したがって、臣民の権利を法律によりいかようにも制限することができたのである。また、臣民の権利として規定されていたのは、伝統的な(11)のみであった。選挙権は権利ではなく、公務であると一般に考えられていた。

これに対して、日本国憲法においては、基本的人権が「侵すことのできない永久の権利」(第11条)であることを宣言し、(14)思想に基づいて、基本的人権を保障し、立法によっても基本的人権を侵害す

ることは認められないことになった。また、人権の種類についても、思想良心の自由や信教の自由のような精神の自由、財産権の保障及び刑事手続上の権利(人身の自由)のような伝統的な(11)だけでなく、(12)も人権として認められ、かつ、女性を含む成年者すべてによる(4)選挙が保障され、さらには、生存権等の(13)も保障されている。

**【2】2006 青山学院大学 2/19, A・B方式, 本学 経済学部**

- (1) 天皇大権 (2) 憲政擁護 (3) 政党内閣 (4) 普通 (5) 象徴 (6) 国事  
(7) 最高機関 (8) 立法機関 (9) 議院内閣制 (10) 衆議院  
(11) 自由権 (12) 参政権 (13) 社会権 (14) 自然権 (15) 留保

**【3】2005 青山学院大学 2/19, A・B方式, 本学 経済学部**

1

人間は生まれながらにして自由で平等であり、各人は自らが有する( )を守るために、契約を結んで国家を樹立する……( )やルソーによってこのように主張された( )は、自然法思想に基づくものであり、この自然法思想は我が国の日本国憲法に受け継がれている。

2

日本国憲法の三大基本原理の中で、国民主権と( )は、この憲法の根底に存在する民主政治にむけての決意や自然法思想を示したものである。大日本帝国憲法(明治憲法)が、臣民の権利に対する( )を規定していた点に比べると姿勢の相違が明らかである。

3

このような日本国憲法にしたがえば、日本の政治制度は、権力分立と( )という特徴を有する。( )とは、国民が選出した代表者で議会を構成し、そこでの討議を通じて政治を行うやり方である。また権力分立とは、国家権力が濫用されぬよう、権力作用を複数の国家機関に分担させ、相互に監視させることによって抑制と均衡を図る考え方である。なお著名な三権分立論は( )によって提唱されたもので、( )によって主張された立法権・執行権の二分論を発展させた考え方である。これは、1787年制定の( )によって、人民主権思想と結び付けられることとなった。

4

三権分立の下での立法権と行政権の関係のあり方は、アメリカに代表される大統領制と、我が国が採用する( )とに大別される。アメリカ型の大統領制は、大統領が行政権を担当し、議会在立法権を担当するものであるが、この制度の下では、国民は大統領と議会の構成員(議会議員)の双方を選出することになる。そしてこの国民から選ばれた二種類の代表者が、相互に監視をすることで、権力の抑制と均衡を図るのである。

これに対してわが国が採用する( )とは、行政を担当する内閣が、立法を担当する国会の信任によって成立し、国会に対して( )して責任を負うというものである(日本国憲法第66条3項)。この制度の下では、内閣総理大臣は国会議員の中から国会の議決によって( )され(第67条1項)、他の国務大臣を( )して内閣を構成する。また衆議院が内閣不信任の決議をした場合には、内閣は衆議院の解散か( )かのいずれかを選択しなければならない(第69条)。このように内閣に、解散か( )の選択を義務付けることにより、国民の代表(議会)が常に政府(内閣)をコントロールでき、万一政府と国会が対立した場合にも、解散・総選挙によって対立を早期に収拾できることになる。

5

立法権と司法権との関係で重要な点は、日本国憲法が、司法権を担当する裁判所に、国会が制定した政治機構【国会・内閣・裁判所】

法律などの憲法適合性についての審査権を与えていることであろう(第 81 条, 違憲審査権。違憲法令審査権, 違憲立法審査権ともいう)。もっともこの審査権の行使のあり方は国ごとに一律ではない。我が国では, 具体的な事件が提起される際に, 通常の裁判所が事件に付随する形で法令や処分の合憲性を審査しているが, ドイツやフランスでは( )による審査に委ねている。

6

日本国憲法は, 以上のように, 国民を主権者, つまり国家の最高権力者と定め, ( )を旨とするものであるが, とりわけ 1991 年の湾岸戦争以降, 戦力の不保持や交戦権を禁じる憲法 9 条を巡って改正論議が高まっている。2000 年の通常国会では衆参両院に( )が設置され, 2005 年 5 月には最終報告書の提出が予定されているが, そこでは衆参の両院一致で改憲を打ち出す予定との報道も存在する。日本国憲法の改正は, 戦後数十年にわたってタブー視されてきたテーマであるだけに, 慎重な検討が必要とされよう。

- ア 社会契約説    イ 議会制民主主義    ウ 憲法裁判所    エ 議院内閣制    オ 大統領
- カ 憲法調査会    キ 中央集権    ク 内閣総理大臣    ケ 法の支配    コ 拒否権発動    サ 任命
- シ 自然権    ス 指名    セ 内閣総辞職    ソ 基本的人権の保障    タ モンテスキュー    チ 法治主義
- ツ 特別裁判所    テ 終審裁判所    ト 法律の留保    ナ ロック    ニ ジェームス    世
- ヌ グロティウス    ネ 最高裁判所    ノ 連 帯    ハ 独 立    ヒ ワイマール憲法
- フ アメリカ合衆国憲法

**【3】 2005 青山学院大学 2/19, A・B方式, 本学 経済学部**

- 1    シ        ナ        ア        2        ソ        ト    3        イ        タ        フ
- 4        エ        ノ        ス        サ        セ    5        ウ    6        カ

**【4】 2005 明治大学 2/10, 本学 経営学部**

国会は, 憲法第( )条が定めるように, 「国権の最高機関であつて, 国の唯一の立法機関」である。日本の国会は衆議院と参議院の二院制をとるが, 権限においては衆議院の優越が認められている。すなわち, 法律案について衆議院で可決されたものが参議院で可決されなかった場合, 衆議院が出席議員の( )以上の賛成で再可決すれば法律となる。また, 予算については衆議院が先議権をもっており, 参議院で衆議院と異なった議決をした場合, 衆議院・参議院のそれぞれ( )名から構成される( )を開いても意見が一致しない場合, あるいは参議院が, 衆議院の可決した予算を受け取った後, 国会休会中の期間を除いて( )日以内に議決しない場合, 衆議院の議決が国会の議決となる。内閣総理大臣の指名についても, 衆議院と参議院が異なる指名の議決をし, ( )を開いても意見の一致をみない場合, または衆議院が指名の議決をした後, 国会休会中の期間を除いて( )日以内に参議院が指名の議決しない場合, 衆議院の議決が国会の議決となることが, 憲法第( )条で定められている。2004 年 7 月の参議院選挙では, 年金問題と自衛隊のイラクでの〔 ア 〕軍参加が大きな争点となったが, 参議院がその存在意義を十分発揮することも大きな課題となっている。

選挙制度には大別して, 小選挙区制・大選挙区制・比例代表制の 3 種類があるが, 小選挙区制では 1 位の候補者だけ当選するため, 大政党に有利で, <sup>(1)</sup> 二大政党制と結びつきやすいといわれている。現在, 日本では衆議院において, ( )年の公職選挙法改正により, <sup>(2)</sup> 全国を 300 の選挙区に分割してつくった小選挙区と, 全国を( )のブロックに分けてつくった比例区とからなる選挙制度が導入された。2003 年 11 月の第 43 回総選挙で 177 議席を獲得した( )は, 同年〔 イ 〕が党首を務める( )と合併したが, このことは日本でも二大政党制の傾向が強まっていることを示している。なお, この総

選挙の際、各党が〔ウ〕を掲げ、年金改革など、具体的な政策で競い合うこととなったので、〔ウ〕選挙などともよばれている。

設問1 文中の空欄〔ア〕〔イ〕〔ウ〕にあてはまるもっとも適切な語句を解答欄に記入せよ。

設問2 文中の下線部(1)に関連して、イギリスにおける二大政党の名前を以下の選択肢から2つ選び、解答欄にマークせよ。

- A 共和党 B 労働党 C 自由党 D 民主党 E 保守党

設問3 文中の下線部(2)の選挙制度の一般的な名称を解答欄に記入せよ。

設問4 空欄 ~ にあてはまるもっとも適切な語句を以下の語群から選び、解答欄にマークせよ。

の語群

- A 31 B 41 C 51 D 61 E 71

の語群

- A 2分の1 B 3分の1 C 3分の2 D 4分の1 E 4分の3

の語群

- A 5 B 10 C 15 D 20 E 25

の語群

- A 両院協議会 B 両院評議会 C 議院協議会 D 議院評議会 E 議院調整会議

の語群

- A 10 B 20 C 30 D 40 E 50

の語群

- A 10 B 20 C 30 D 40 E 50

の語群

- A 63 B 64 C 65 D 66 E 67

の語群

- A 1990 B 1991 C 1992 D 1993 E 1994

の語群

- A 10 B 11 C 12 D 13 E 14

の語群

- A 自由民主党 B 民主党 C 社会民主党 D 自由党 E 公明党

の語群

- A 自由民主党 B 民主党 C 社会民主党 D 自由党 E 公明党

【4】2005 明治大学 2/10, 本学 経営学部

設問1 ア 多国籍 イ 小沢一郎 ウ マニフェスト 設問2 B, E

設問3 小選挙区比例代表並立制 設問4 B C B A C A

E E B B D

【5】2005 明治大学 2/11, 3教科方式, 本学 政治経済学部

日本では、しばしば「参議院は廃止すべきだ」という声を耳にする。その理由として、現在の参議院には独自の存在意義が認められず、税金の無駄遣いにすぎないという主張がみられる。事実、一院制を

採用している国家も多く、1970年に二院制から一院制に転換した「ア」のような国もある。一般論として、一院制の方が迅速な決定が行いやすく、議会関連の経費も少なくて済む。しかし、二院制の意義もいくつかの視点から主張されてきた。もっとも頻繁にきかれるのは、第一院の暴走をチェックし、慎重な審議を行うことに第二院の存在意義があるというものである。

先進民主主義諸国の中では二院制を採用している国が多いものの、各国の二院制の内容は多様である。議会政治の母国といわれるイギリスでは、上院(貴族院)と下院(庶民院)から構成され、上院は非民選の世襲議員と官選議員から構成される。また、上院には最高司法機関である最高法院が存在するが、イギリスの憲法が「1」憲法であることもあって違憲立法審査権はない。下院議員は、任期が「イ」年で、小選挙区制のもとで国民によって選出され、解散がある。上院と下院との関係については、1911年の「2」で下院優越の原則が確立された。

アメリカの連邦議会は、上院(元老院)と下院(代議院)の二院制である。上院は各州2名選出であるのに対して、下院では一票の価値ができるだけ等しくなるように選挙区が確定され、小選挙区制で選出される。上院と下院の関係については、議決の効力に関しては対等であるが、上院には下院にはない条約締結同意権と「3」同意権が認められている。

このように、イギリスとアメリカはともに二院制を採用しているが、上院に関してイギリスが非公選型・貴族院型であるのに対して、アメリカは公選型・「4」型といえる。

日本では、明治憲法下で帝国議会が開設され、当初より二院制が導入されていた。それらは特権階級と支配階級上層部などから構成される貴族院と民選議員から構成される衆議院であった。貴族院は衆議院とほぼ同等の権限を与えられていた。しかし、第二次大戦後、貴族院は民選議員から構成される参議院にとって代われ、また衆議院の優越が規定された。憲法上で衆議院の優越が認められているのは、法律案の議決、予算の先議・議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名、「5」である。

このうち、法律案に関して衆議院で可決され参議院で異なった議決をした場合は、衆議院で「ウ」以上の多数で再可決すれば、法律となる。予算議決と条約の承認および内閣総理大臣の指名に関して衆参の議決が異なった時には両院協議会を開き、なお意見が一致しない場合は衆議院の決定が優越する。なお、衆議院には解散制度があるため、解散後に国に緊急の必要があるとき<sup>(1)</sup>参議院の緊急集会を開くことができる。

さて、参議院は当初、良識の府としての役割を期待され、衆議院の政党政治とは異なる政治を期待されていた。そのため、発足後しばらくの間は無所属議員が多数存在したが、次第に政党化し、衆議院のカーボンコピーと揶揄されるようになった。加えて、1983年選挙からそれまでの全国区に代わって全国1区の「エ」が採用され、無所属候補が立候補できるのは選挙区のみとなった。したがって、制度的にも政党化を促進したのである。

設問1 本文中の「1」～「5」のなかに入る、もっとも適当と思われる語句を解答欄に記入せよ。

設問2 「ア」に該当する国を次のなかから選び、解答欄の記号(A～E)をマークせよ。

A. スウェーデン B. ドイツ C. イタリア D. フランス E. 中国

設問3 「イ」に入る数字を次のなかから選び、解答欄の記号(A～E)をマークせよ。

A. 2 B. 3 C. 4 D. 5 E. 6

設問4 「ウ」に入るもっとも適当と思われる語句を次のなかから選び、解答欄の記号(A～E)をマークせよ。

A. 総議員の4分の3

B. 出席議員の4分の3

C. 総議員の3分の2

D. 出席議員の3分の2

E. 総議員の過半数

設問5 1983年から1998年までの参院選で採用されていた「工」の選挙制度の特徴としてもっとも妥当と思われる記述を次のなかから選び、解答欄の記号(A～E)をマークせよ。

- A. 投票者は政党名か候補者個人名のいずれかで投票する。
- B. 選挙区に立候補した者の重複立候補が認められている。
- C. 死票が多く民意が正確に反映されない。
- D. タレント候補など全国的な知名度のある候補が有利である。
- E. 候補者と有権者との関係が疎遠になりがちである。

設問6 次の1～5は、下線部(1)の参議院の緊急集会に関する記述である。妥当な記述の組み合わせを選び、解答欄の記号(A～E)をマークせよ。

- 1. 緊急集会の召集は天皇が行う。
- 2. 緊急集会を求めるのは内閣総理大臣である。
- 3. 緊急集会を求めるのは内閣である。
- 4. 緊急集会においてとられた措置は国会決議に等しく、その後、衆議院がその措置の効力を失わせることはできない。
- 5. 緊急集会においてとられた措置は、臨時のものであって次の国会開会後の衆議院の同意がない場合にはその効力を失う。

A. 1, 2, 4    B. 2, 5    C. 3, 5    D. 3, 4    E. 1, 3, 5

### 【5】2005 明治大学 2/11, 3 教科方式, 本学 政治経済学部

設問1 1 不文 2 議会法 3 高級官吏任命 4 元老院 5 内閣不信任決議

設問2 A                      設問3 D                      設問4 D                      設問5 E                      設問6 C

### 【6】2005 明治大学 2/16, 3 教科方式, 本学 商学部

わが国の政治機構は、立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所に属し、三権のあいだで互いに抑制・均衡をはかりながら、それぞれの機関が独立してその役割を果たす<sup>(a)</sup> 三権分立制をとっている。これらの機関のうちでも国会は、憲法第41条において「( A )の最高機関」と規定され、国の政治の中心となっている。

日本国憲法第66条は、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ」と規定し、政治制度として議院内閣制を採用している。<sup>(b)</sup> 内閣総理大臣は、国会議員のなかから国会の議決で指名される。また、国会の両院のうち、<sup>(c)</sup> 衆議院で内閣不信任決議案が可決されるか内閣信任決議案が否決されたとき、内閣は総辞職するか、衆議院を解散しなければならない。

司法権の独立について、日本国憲法第76条は、すべての司法権は最高裁判所および下級裁判所に属するものとして、( B )裁判所の設置を禁止している。ただし、例外として、国会は両院の議員からなる( C )裁判所を設置して、裁判官を罷免するかどうかを決定することができる。一方、裁判所には違憲法令審査権が認められており、憲法第81条は「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する( D )裁判所である」と規定している。

公正な裁判のためには、国民による司法制度の監視が不可欠である。最高裁判所の裁判官に対しては、<sup>(d)</sup> 国民審査の制度が設けられている。また、検察官による不起訴処分に対しては、被害者などからの申し出に応じて、有権者から選ばれた人々で構成される( E )によって処分が適当であったかどうかを審議する制度がある。最近では、国民がより直接司法制度に参加するための司法制度改革がすすめられ、2004年5月に<sup>(e)</sup> 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」案が国会で可決・成立した。

問1 ( A ) ~ ( E ) にもっとも適する用語を入れよ。

問2 下線部(a)に関連して、三権分立制を主張したフランスの政治思想家モンテスキューの主著はどれか。正しいものを1つ選びマークせよ。

リバイアサン

法の精神

社会契約論

市民政府二論

国家論

問3 下線部(b)の内閣総理大臣の指名が衆議院と参議院で異なった場合は衆議院の指名が優先するが、次のうち衆議院の先議あるいは議決の優越が認められていないものはどれか。1つ選びマークせよ。

憲法改正の発議

予算案の議決

条約案の承認

法律案の議決

予算案の審議

問4 下線部(c)の衆議院の解散に関する説明のうちもっとも適するものはどれか。1つ選びマークせよ。

内閣が総辞職を選択しない場合は、7日以内に衆議院を解散しなければならない。

衆議院の解散があると、解散の日から30日以内に衆議院議員の総選挙が行われる。

衆議院の解散は天皇の国事行為ではないが、総選挙後の国会の召集は天皇の国事行為である。

解散および総選挙が行われた場合、選挙の日から10日以内に国会が召集される。

総選挙後に国会が召集されると、内閣は総辞職しなければならない。

問5 下線部(d)の国民審査に関する説明のうちもっとも適するものはどれか。1つ選びマークせよ。

最高裁判所の裁判官は、任命後5年を経過した後にはじめて行われる衆議院議員総選挙の際に、最初の国民審査を受ける。

最高裁判所の裁判官は、任命後の最初の国民審査の後、7年を経過した後にはじめて行われる衆議院議員総選挙ごとに国民審査を受ける。

最高裁判所の裁判官は、国民審査で投票者の過半数が否認した場合に罷免される。

最高裁判所の長たる裁判官は天皇が任命するので、国民審査を受けない。

2003年末までにこの制度で罷免された最高裁判所の裁判官は2名である。

問6 下線部(e)の法律に関する説明のうちもっとも適するものはどれか。1つ選びマークせよ。

この法律は2006年5月までの間に施行される。

裁判員は満18歳以上の国民から無作為に選ばれるが、法律で定められた理由がある人は辞退することができる。

裁判員は被告人が有罪か無罪かを決める評議を行うが、この評議に裁判官は参加しない。

刑の種類と刑の重さの決定は裁判官が行い、裁判員はその決定には関与しない。

裁判員の参加する裁判は、地方裁判所における刑事裁判のうち重大事件に関する裁判である。

## 【6】2005 明治大学 2/16, 3 教科方式, 本学 商学部

問1 A 国権

B 特別

C 弾劾

D 終審

E 検察審査会

問2

問3

問4

問5

問6

## 【7】2007 早稲田大学 2/21 商

日本国憲法は、国会をもって「国権の  であって、国の唯一の立法機関」としている。ここで「唯一の立法機関」というのは、他の機関とりわけ行政府が単独で法律をつくってはならないことを意味する。もっとも、国会が制定した法律自身が他の機関に対して一定の事柄について定めることを認める場合もあり、それを受けて他の機関が法規を制定することを  と呼ぶ。

国会は、衆議院と参議院という二つの議院から構成される。こうした二院制の存在理由の一つは、  政治機構【国会・内閣・裁判所】

院で選挙時期や選挙方法を異にすることによって、国民の多様な意見や利益をきめ細かに代表させることにある。両院の権能関係として、日本国憲法は、多くの重要な問題について衆議院の優越を認めている。

法律案などの実質的な審議は、国会の本会議ではなく、両院に設置された委員会でおこなわれる。委員会での審議・議決の結果が本会議に報告された後、そこでも議決がおこなわれ、国会の意思が決定される。

国会の監視の下に行政をおこなうのが内閣である。行政府と立法府の関係は、国ごとに多様であるが、わが国では、議院内閣制が採用されている。

近代においては、経済社会の自律的・調和的な発展が信仰され、国家の役割は、必要最小限の秩序維持に限定されるべきであると考えられていた。そのような考え方のことを、 国家の思想と言う。しかし、やがて生活困窮、失業、企業の独占化など種々の社会問題が表面化するにつれ、それらの問題を解決するために国家に積極的な役割が求められることになった。わが国の国家機関のなかで、かかる役割を実効的に果たしうるのは行政権の担い手である内閣においてはなく、その意味で、實際上、内閣は政治の中心に位置すると言ってよい。

日本国憲法上、内閣には、法律の誠実な執行のほか、各種の権限が与えられている。内閣は、そうした権限の行使を通じて、国政の方針を示し、それを実現していくという指導的な役割を果たしているが、他方で、行政権のなかで現実の主導権を握ってきたのは官僚であり、必ずしも内閣が十分に役割を果たせていないという問題もある。なお、とくに政治的な中立性や専門的な技術性が要求される領域については、行政委員会が設置され、内閣から独立して活動している。

行政の分野が拡大し、行政権の力が強くなってくると、行政権をいかにコントロールしていくかが重要な課題とならざるを得ない。そこで、行政運営の公正性・透明性を確保するために、1993年に制定されたのがである。1999年に制定され、2001年から施行されたも、行政権の活動を国民の目にさらすことを通じて、行政の効果的な規律に資するものである。また、行政権の不当な行使に対する個人の救済にとっては、オンブズマン制度(行政監察官制度)も有効であろう。このオンブズマン制度は、世界に先駆けて( 1 )で創設され、各国に普及したものであるが、わが国の国政レベルでは実現には至っておらず、今後の検討課題であるとされている。

問1 文中の空欄～に入る最も適切な語句を、所定欄に記入せよ。

問2 文中の空欄, に入る最も適切な法律の名称を、所定欄に記入せよ。

問3 文中の空欄( 1 )に入る最も適切な国名を、以下の選択肢(ア)～(オ)から1つ選び、その記号を所定欄にマークせよ。

(ア) イギリス (イ) オーストリア (ウ) スウェーデン (エ) フランス (オ) アメリカ合衆国

問4 文中の下線部 ~ に関連する以下の問いについて、以下の各選択肢(ア)～(オ)から最も適切なものを1つ選び、その記号を所定欄にマークせよ。

(1) 下線部 に関する記述として、誤っているものはどれか。

(ア) 憲法は、衆議院議員の任期を4年としている。

(イ) 憲法は、参議院議員の任期を6年とし、3年ごとに議員の半数が改選されなければならないとしている。

(ウ) 公職選挙法上、被選挙権について、両院の議員の間に差が設けられているのは年齢要件だけであり、衆議院議員の場合は満25歳以上の者、参議院議員の場合は満30歳以上の者とされている。

(エ) 公職選挙法は、衆議院議員の定数を480人と定め、そのうち小選挙区から280人を選出し、

全国を11のブロックに分けた比例代表区から200人を選出するものとしている。

(オ) 公職選挙法は、参議院議員の定数を242人と定め、そのうち都道府県を単位とする選挙区から146人を選出し、全国を1単位とする比例代表区から96人を選出するものとしている。

(2) 下線部 に関する記述として、正しいものはどれか。

(ア) 法律案は、さきに衆議院に提出されなければならない。

(イ) 両院が異なった議決をしたとき、法律案は、衆議院での出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは法律となる。

(ウ) 両院が異なった議決をしたときは、両院協議会が開かれるが、そこでも意見の一致を見ない場合、内閣総理大臣の指名については、衆議院での出席議員の3分の2以上の多数による再議決をもって、国会の議決とされる。

(エ) 両院が異なった議決をしたときは、両院協議会が開かれるが、そこでも意見の一致を見ない場合、予算の議決については、衆議院での出席議員の3分の2以上の多数による再議決をもって、国会の議決とされる。

(オ) 両院が異なった議決をしたときは、両院協議会が開かれるが、そこでも意見の一致を見ない場合、条約の承認については、衆議院での出席議員の3分の2以上の多数による再議決をもって、国会の議決とされる。

(3) 下線部 に関する記述として、誤っているものはどれか。

(ア) 両院の本会議では、それぞれ総議員の3分の1以上の出席がないかぎり、議決することができない。

(イ) 両院の本会議は、公開が原則とされる。

(ウ) 両院の委員会は、それぞれの判断で公聴会を開いて、利害関係者や学識経験者から意見を聴取することができる。

(エ) 両院の委員会には、常任委員会と特別委員会とがあり、原則として、両院の議員はそれぞれ全員がいずれかの常任委員会に属する。

(オ) 両院の本会議では、原則として、それぞれ出席議員の2分の1以上の賛成により議決するが、憲法改正の発議には、出席議員の3分の2以上の賛成が必要である。

(4) 議院内閣制とは関係のない記述はどれか。

(ア) 内閣総理大臣と国務大臣は、文民でなければならない。

(イ) 国会議員の中から国会で指名された内閣総理大臣が、国務大臣を任命して、内閣を組織する。

(ウ) 国務大臣の過半数は、国会議員でなければならない。

(エ) 内閣総理大臣と国務大臣は、いつでも議案について発言するために国会の両院に出席することができ、また、答弁または説明のために出席を求められたときは出席しなければならない。

(オ) 衆議院で内閣の不信任決議が可決されたとき、または信任決議が否決されたときは、内閣は衆議院を解散するか、総辞職するしなければならない。

(5) 下線部 について、内閣の権限に属さないものはどれか。

(ア) 政令の制定

(イ) 最高裁判所長官の任命

(ウ) 外交関係の処理

(エ) 条約の締結

(オ) 予算の作成

(6) 下線部 に関する記述として、誤っているものはどれか。

(ア) 国会で可決された法律案の多くは、内閣が提出したものである。

(イ) 行政機能の役割が増大した国家のことを、行政国家と呼ぶ。

(ウ) わが国で行政機能の役割が大きい背景には、明治以降の近代化が国家の主導によってなされ

てきたという事情もある。

(I) 2001年の中央省庁再編にともない、内閣機能の強化を図るため、内閣府が新設された。

(オ) 国会審議の活性化とともに、内閣機能の強化を図るため、1999年に、従来の副大臣と大臣政務官の制度に代えて、政務次官の制度が導入された。

(7) 行政委員会に該当しないものはどれか。

(ア) 人事院

(イ) 国家公安委員会

(ウ) 公害等調整委員会

(I) 法制審議会

(オ) 中央労働委員会

## 【7】2007 早稲田大学 2/21 商

問1 A 最高機関 B 委任立法 C 消極 [夜警] 問2 D 行政手続法 E 情報公開法

問3 (ウ) 問4 (1) (I) (2) (イ) (3) (オ) (4) (ア) (5) (イ) (6) (オ) (7) (I)

## 【8】2006 早稲田大学 2/15, 本学 法学部

2005年9月の総選挙は、そのきっかけの点でも、その結果の点でも異例なものであった。

小泉首相は、参議院において A 法案が否決されたことを受けて、<sup>(1)</sup> 衆議院を解散した。参議院では自民党議員の中からも政府提出法案に反対する議員が出て法案が否決された。しかし、総選挙の結果によって参議院の構成が変わるわけではないから、この衆議院解散に対して筋違いであるという批判や、議会軽視、とりわけ<sup>(2)</sup> 参議院の存在意義を否定するものだという批判がなされた。

小泉首相は、選挙期間中、A に対する賛否が総選挙の争点であるというキャンペーンを展開し、その他の政策課題(年金問題、憲法改正、外交問題、靖国公式参拝問題等)を棚上げした。民主党は野党第一党として、B を選挙の最大の争点に掲げた。公明党は与党として改革の継続を訴え、他方、野党として共産党、社民党は与党のいう構造改革、憲法改正の動きを批判した。

自民党は、A 法案に反対した衆議院議員を公認せず、<sup>(3)</sup> その選挙区に法案に賛成する対抗馬を立てたため、選挙区によっては、党本部公認の自民党候補と、地元の自民党県連が推す造反候補が、民主党候補と三つ巴で激しい選挙戦を繰り広げることになった。

選挙結果は、自民党単独過半数、<sup>(4)</sup> 自民党・公明党の与党で衆議院の3分の2以上の議席を獲得する「歴史的な」自民党圧勝であった。「小泉劇場」といわれた小泉首相の選挙戦略が圧勝の原因のひとつとされるが、<sup>(5)</sup> 選挙制度のあり方もこの結果に大きな影響を及ぼしている。

今回の総選挙は、巨大な与党を生み出した。<sup>(6)</sup> 民主主義は、総選挙に勝利した与党に次の選挙までは、いわば民主的独裁を認めるものだという見解もあるが、特定の法案の賛否だけを争点とする選挙によって成立した政府に、<sup>(7)</sup> 主権者国民は日本の政治全体について白紙委任を与えたわけではないという意見もある。

問1 空欄 A , B に入る最も適切な語句を所定欄に記入せよ。

問2 下線部(1)に関して、衆議院解散に関するつぎの記述のうち、誤っているものを1つ選び、所定欄にマークせよ。

- 1 内閣は、解散総選挙によって重大な国政問題について民意に判断を仰いでいる。
- 2 解散権の行使は、内閣が与党内の造反者に翻意を促す手段として機能する。
- 3 国会に対する内閣の自律性は、解散権によって確保される。
- 4 解散後総選挙で与党が過半数の議席を確保すれば、内閣の総辞職は行われない。

問3 下線部(2)に関して、参議院の存在意義に関するつぎの記述のうち、誤っているものを1つ選び、所定欄にマークせよ。

- 1 衆議院の行き過ぎをチェックする。
- 2 国民の意見を幅広く議会に反映させる。
- 3 地方の利害を議会に代表する。
- 4 良識の府として慎重な審議を行う。

問4 下線部(3)に関して、このいわゆる落下傘候補の擁立に関するつぎの記述のうち、誤っているものを1つ選び、所定欄にマークせよ。

- 1 選挙が、議員個人を選挙する投票ではなく、政府の政策の是非についての投票となった。
- 2 選挙が、選挙区の有権者の要求をくみ上げる機会というよりも、政党の提示したマニフェストへの有権者の賛否の表明の場となった。
- 3 政党内部における派閥間の争いが激化する結果、派閥の影響力が強まり、政党の内部的統一が失われた。
- 4 党首脳の議員に対する支配が強まる結果、国民代表であるべき議員が、党首脳の指令に忠実に従う単なる政治の駒となる可能性が強まった。

問5 下線部(4)に関して、与党が衆議院において3分の2以上の議席を保有することによって初めて可能となる事柄に関するつぎの記述のうち、誤っているものを1つ選び、所定欄にマークせよ。

- 1 衆議院が参議院否決法案を再議決し、衆議院単独で法案を成立させることができる。
- 2 参議院が予算を否決した場合に、衆議院単独で予算を成立させることができる。
- 3 与党は野党議員を除名する可能性を手に入れる。
- 4 参議院でも3分の2以上の議席を取れば、憲法改正の発議が可能となる。

問6 下線部(5)に関して、現行の衆議院議員の選挙制度は小選挙区制を主体とする小選挙区比例代表並立制であるが、なぜこの制度は特定の政党の「圧勝」という結果をもたらすのか。その理由を所定欄に記入せよ。

問7 下線部(5)に関して、衆議院の比例選挙は拘束名簿式であるのに対して参議院の比例選挙は非拘束名簿式であるが、両者の違いを所定欄に記入せよ。

問8 下線部(6)に関して、この見解は、国民の多元的な意思を国政に反映させようとする合意形成デモクラシーに対して、選挙で表明された国民の多数派の意思を実現しようとする多数派デモクラシーといわれるが、つぎの記述のうち多数派デモクラシーの考え方と矛盾するものを1つ選び、所定欄にマークせよ。

- 1 政党が議会内で交渉し多数派を形成して、国民の大多数を代表する連立政権を組む。
- 2 参議院で否決された法案について、解散総選挙によってその是非を国民に問う。
- 3 選挙は、首相となる党首を国民が選挙する機会である。
- 4 野党は、次の選挙で勝利するために政府与党の政策を批判する役割に徹する。

問9 下線部(7)に関して、選挙は政党と有権者との間に公約ないしマニフェストを媒介として、ある程度具体的な契約関係を成立させるという立場に仮に立った場合、つぎの記述のうち、その立場の主張として最も不適切なものを1つ選び、所定欄にマークせよ。

- 1 与党政府が選挙の争点を特定法案の是非という一点に絞る選挙戦略を採用した場合には、選挙後、与党政府はその法案の処理のみを有権者から付託されたことになるので、その処理が終われば、再度解散総選挙をすべきである。
- 2 与党党首である首相が党総裁任期終了後の首相再任はないと選挙中に公約として明言したが、有権者が3分の2を超える議席という圧倒的支持を与党に与えた場合には、その国民の付託に応えるために首相は続投すべきである。

- 3 選挙の争点とはならなかった憲法改正のような問題でも，与党のマニフェストに記載されていた場合には，その方針は有権者によって承認されたことになるはずである。
- 4 有権者が争点となった法案について正確な情報を提供されずに投票したと考えられる場合には，選挙の結果は，民意を正しく反映しているとはいえないはずである。

### 【8】2006 早稲田大学 2/15, 本学 法学部

- 問1 A 郵政民営化 B 年金制度改革 問2 4 問3 3 問4 3 問5 2  
問6 小選挙区制は，一般的に大政党に有利だから。  
問7 候補者の当選順位が前もって決まっているかどうか。 問8 1 問9 2

### 【9】2006 早稲田大学 2/19, 本学 教育学部(教育学科/国語国文学科/英語英文学科/社会科)

戦後，日本は長きにわたる自民党の一党支配の下で，官僚主導により財政投融资計画を用いて経済成長を達成する一方で，経済的に遅れた農村地域には補助金や公共事業を優先的に配分することによって社会的安定を実現してきた。反面，政官業の癒着が絶えることなく指摘され，数多くのスキャンダルが発生してきた。1990年代の政治改革では，従来の( a )の下で，同一選挙区で複数の自民党候補が競争するという政治の仕組みが，政治腐敗を生み出してきたとして，非自民連立政権の下で，新しい選挙制度が導入された。1996年10月の衆院選から適用されたこの( b )は，日本政治を自民党の政党制から政権交代を伴う二大政党制に変える目的をもっていた。

2001年の自民党総裁選で「古い自民党をぶっ潰す」との公約を掲げ，圧倒的な人気のもと勝利し，同じの森前首相から政権を引き継いだ首相は，政権運営を従来の中心のものから変えるとともに，政策面では公共事業の削減や道路公団民営化など一連の「構造改革」に取り組んできた。しかし，政権が進めてきたこれら一連の「構造改革」については，二院制の制約や，農業，建設業などの既得権益を代表する「反対勢力」が強い影響力を持つ自民党のあり方の結果，改革の成果は中途半端なものとなったと批判される。他方では，市場中心的な「改革」なるものは，政権以後，日本政治の主流となってきた新保守主義の政治の延長線上にあるものであり，相対的に平等主義的であった戦後の日本社会をこわし，「勝ち組み」と「負け組み」を作り出し，国民の間の格差を増大した，との指摘もなされている。

このようななか，参議院の法案否決を受けて，首相が衆議院を解散して行われた2005年の第44回衆議院総選挙では，自民党は15年ぶりに単独過半数を実現し，連立与党の( c )を合わせた与党全体では総議席の3分の2を超える議席を獲得した。この選挙では首相は「」を踏み絵とし，重複立候補制度を利用して，党内反対派議員の選挙区に「刺客」と呼ばれる対立候補を立てた。これは従来，各選挙区で実力を持つ議員の連合体である議員政党と考えられてきた自民党において，新しい選挙制度の下，党本部の力が強力になったことを明らかとした。また，従来，自民党を支持してきた特定郵便局長会などが自民党一本の支持を見直す意向を示すなど，自民党と利益集団の関係にも変化が生まれてきた。他方，最大野党の( d )も「」(選挙公約)を前面に打ち出し，政権交代を訴えたが，大きく議席を減らした。これも新しい選挙制度の特徴のひとつである，わずかな民意の変化が議席の大幅な変動をもたらすという特徴が如実に発揮されたものといえる。

今回の総選挙で与党の議席が衆議院の3分の2を超えたことにより，政府は普通の法案であれば参議院で否決されても，衆議院で再可決して成立させることが可能となった。また，衆議院に限れば案を可決できることともなった。( の発議には，衆参両院の3分の2以上の賛成が必要である。 ) 「

6」というひとつの争点が選挙の結果を大きく左右し、8や年金などの他の重要な争点について、国民が実質上「白紙委任」したのと同じような結果となった今回の総選挙結果は、民意反映の道具として選挙という制度が抱える限界について考えさせるものであったといえるだろう。

- (1) 空欄 1 ~ 8 に当てはまる語句または人名を解答欄に記しなさい。
- (2) 空欄 ( a ) ( b ) に当てはまる選挙制度の名称を下記の中から選び、その記号を解答欄に記しなさい。
- (イ) 大選挙区制 (ロ) 中選挙区制 (ハ) 小選挙区制 (ニ) 比例代表制  
(ホ) 小選挙区比例代表併用制 (ヘ) 小選挙区比例代表並立制
- (3) 空欄 ( c ) ( d ) に当てはまる政党の名称を解答欄に記しなさい。

**【9】2006 早稲田大学 2/19, 本学 教育学部(教育学科/国語国文学科/英語英文学科/社会科)**

- (1) 1 細川 2 一党優位 3 派閥 4 小泉(純一郎) 5 中曽根(康弘) 6 郵政民営化  
7 マニフェスト 8 憲法改正 (2) a □ b ^ (3) c 公明党 d 民主党

**【10】2006 早稲田大学 2/20, 本学 政治経済学部**

日本国憲法のもとでは行政権は 1 に帰属している。1 は、2 とその他の 3 により構成される合議体であり、行政権の行使に関して 4 に対し 5 して責任を負う。2 は 4 の 6 に基づき天皇が 7 する。また、1 の意思決定は 2 が主宰する 8 によるが、全員一致による決定方式が採用されている。

問1 文中の 1 ~ 8 に最も適合する語を解答欄に記入せよ。

問2 文中の 2 に関して、次の設問に答えよ。

次の選択肢のうち、大日本帝国憲法体制における 2 の説明として最も適切なものの記号を解答欄に記入せよ。

- ア 帝国議会議員でなければならなかった。  
イ 憲法条文上の機関であり、1 も憲法条文上の機関であった。  
ウ 憲法条文上の機関であったが、1 は憲法条文上の機関ではなかった。  
エ 憲法条文上の機関ではなかったが、1 は憲法条文上の機関であった。  
オ 憲法条文上の機関ではなく、1 も憲法条文上の機関ではなかった。

次の選択肢のうち、日本国憲法のもとでの 2 の説明として最も適切なものの記号を解答欄に記入せよ。

- ア 衆議院議員でなければならない。  
イ 男性でなければならない。  
ウ 単独で衆議院を自由に解散することができる。  
エ 参議院で不信任決議の対象となる。  
オ 内閣官房の主任の大臣である。

問3 下線部分に関連して、次の設問に答えよ。

行政機関は、行政目的を達成するため、行政処分というフォーマルな権力的手法だけではなく、勧告・助言など相手方の任意の同意を引き出す手法をも頻繁に用いている。その手法は一般に何と呼ばれているか、その名称を解答欄に記入せよ。

行政権の肥大化を抑え、その適当な運用のあり方を目指す施策として最も不適切なものはどれか、記号を解答欄に記入せよ。

ア 許認可権の縮小 イ 情報公開法の制定 ウ 委任立法の頻用 エ オンブズマン制度の導入  
オ 高級官僚の天下りの禁止 カ 行政手続法の制定

**【10】2006 早稲田大学 2/20, 本学 政治経済学部**

問1 1 内閣 2 内閣総理大臣 3 国務大臣 4 国会 5 連帯 6 指名 7 任命 8 閣議  
問2 オ オ 問3 行政指導 ウ